

事務連絡  
令和2年3月11日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用  
並びに手続の簡素化・迅速化の促進について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月25日付け国土入企第52号）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

公共工事につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置に伴う工期の見直しや、請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等に伴って、建設企業の資金繰りに支障が生じることのないよう、別添の「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和2年3月11日付け国土入企第53号）により、中間前金払の迅速かつ円滑な実施に努めるとともに、公共工事標準請負契約約款において、工事完成前に出来形部分等に相応する請負代金相当額の一定の額について部分払をすることができることとされていることを踏まえ、受注者から請求があった場合には適切に対応すること等について、地方公共団体等あてに通知していますので、参考まで送付いたします。

貴団体傘下の企業が発注する工事におかれましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴い、工事を受注する建設企業の資金繰りに支障が生じることのないよう、適切に配慮していただけるようお願いいたします。